

大阪公立大学医学部附属病院職員懲戒規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 143

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 483

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第51条、大阪公立大学医学部附属病院職務限定職員就業規則（以下「職務限定職員就業規則」という。）第42条及び大阪公立大学医学部附属病院有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第39条の規定に基づき、公立大学法人大阪に雇用され大阪公立大学医学部附属病院に勤務する職員の懲戒に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、職員就業規則第2条に定める職員、並びに職員就業規則第3条第3項第1号から第3号までに定める職務限定職員、有期雇用職員及び無期雇用職員をいう。

(懲戒の手続)

第3条 職員に対し、戒告、減給、停職、諭旨解雇又は懲戒解雇の処分（以下「懲戒処分」という。）をするには、その職員が職員就業規則、職務限定職員就業規則、及び有期雇用職員就業規則（以下「就業規則」という。）に定める懲戒の事由のいずれかに該当すると認められる客観的事実の明らかな場合でなければならない。

2 懲戒処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

3 懲戒処分は、理事長が行う。

4 第2項の書面の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

5 懲戒処分の効力は、第2項の書面を職員に交付したときに発生する。

(職員の懲戒)

第4条 医学部・附属病院事務局長は、職員に懲戒事由に該当するおそれのある事実が発生したときは、速やかに事実関係を調査するとともに、その調査の結果を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告に基づき、懲戒に該当する非違行為があると思料するときは、処分案を検討し、大阪公立大学医学部附属病院職員の人事に関する規程第5条に定める人事委員会（以下「人事委員会」という。）に当該処分案に係る審査を行わせるものとする。

- 3 理事長は、懲戒事由にかかる事実の性質上、医学部・附属病院事務局長が調査の結果を報告することが不相当である場合又は懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白であるときは、第1項による医学部・附属病院事務局長からの報告を経ることなく、人事委員会に審査を行わせるものとする。
- 4 人事委員会は、第2項の審査の指示があった場合には、速やかにその事案に係る事実の確認を行うとともに、懲戒処分の要否及び程度について審査するものとする。
- 5 人事委員会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付するとともに、医学部・附属病院事務局長に通知するものとする。
- 6 人事委員会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。
- 7 人事委員会は、第4項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴する。
- 8 人事委員会は、審査が終了したときは、その結果を理事長に申し出るものとする。
- 9 第5項から第7項に規定するもののほか、第4項の審査に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、人事委員会の審査を経ずに、懲戒処分することがある。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) その者から聴取した事項又は調査により判明した事実を照らして、法定の最低刑が禁錮以上である犯罪を犯したことが明白である場合

(減給の方法)

第6条 減給は、その効力発生の日の直後の給与の支給日(効力発生の日と給与の支給日とが同日の場合は、次の給与の支給日)に減給分を差し引くこととする。

- 2 減給する額の総額が、給与の支給日に支給される給与の総額の10分の1を超える場合は、その超える額については翌月以降の給与の支給日に減給する。
- 3 減給を行う給与の支給日前に退職等した場合には、その退職等をもって減給を打ち切るものとする。

(期間の計算)

第7条 停職の期間は、暦日により計算する。

- 2 前項の期間の起算は、懲戒処分の効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和 3. 3. 31 規程 61）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3. 5. 31 規程 175）

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4. 3. 31 規程 483）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以降の懲戒処分について、必要な手続きその他の行為のうち、施行日の前日までになされたものについては、この規程によりなされたものとみなす。